土砂等の埋立て等及び採取の規制に関する有識者会議(第2回)会議録

○日時

2021年12月24日(金) 午前10時から午前11時20分まで

○場所

愛知県自治センター6階 603会議室

○出席した委員(五十音順敬称略)

小池 則満 中野 正樹 中村 貴之

(3名)

○参考人(敬称略)

髙栁 伸次

(1名)

○事務局

愛知県都市・交通局都市基盤部長竹澤 功愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課長小井手 秀人愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課担当課長安藤 嘉雄課長補佐平岩 聡史主事上原 恭平主事主事新海 一馬

主事 稲垣 匡亮

古賀 祐輝

主事

- 1. 開会(事務局:小井手都市計画課長)
- 2. あいさつ

竹澤都市・交通局都市基盤部長

- ・本県の考え方を条例の骨子案としてお示し、意見を伺いたい
- ・国が「盛土による災害防止に関する検討会」を設置し、盛土の規制を強化 する関連法案を次期通常国会に提出する予定
- ・国の法案の内容を見てから、対応を検討していきたい

3. 議題等

- (1)条例骨子案の検討について
- (2) 条例に係る各基準及び罰則について
- (3) 国の「盛土による災害防止に関する検討会」による提言概要(案) について
- ア 説明

資料により、平岩都市計画課課長補佐が説明

イ 質疑

(中野委員)

・基本的なことだが、資料1-2に記載の土地所有者について、購入した人も該当すると思うが、土地所有者の定義は何か。

(事務局)

・登記上の名義人を土地所有者としている。

(中野委員)

- ・施工後に転売する場合にはどうなるのか。新たに土地所有者となる人は定義には含まれないのか。
- ・例えば、家を購入する際に土地も購入すると思うが、その人も土地所有者 にあたるのか。

(事務局)

・基本的には盛り土、切り土の行為が行われている間の土地の所有者と捉え

ている。

・施工後に土地を取得した土地の所有者がいる場合は、分けて考えていただ きたい。

(中野委員)

- ・施工後の土地所有者についても定義があると誤解を受けないと思われる。
- ・技術的な意見になるが、資料1-2の下段の埋立て等禁止条件について、 環境基準を満たすことは当然だが、それに加えて、どのような土で盛り 土を行うのか、その材料も基準に加えた方がいいのではないか。
- ・資料1-2の一番下の欄内に3000㎡以上と記載があるが、資料3に高さ1m以下は許可を要しないものとある。条例の規定に高さ1mを超えるものを入れなくてよいのか。
- ・地盤は不均質な材料であるため、どれだけ締め固めを行っても、施工後に 影響が出ることがある。維持管理は施工完了までのイメージがあると思 うが、施工後の管理についても規定すべきではないか。

(事務局)

- ・どのような土で盛り土を行うのかについては、条例の解説において細かく 記載する予定である。
- ・高さの規定を条例に入れるべきではないかという点については、条例の施 行規則において、適用除外という形で規定する予定である。
- ・施工後の維持管理については、今後の検討課題とさせていただく。

(小池委員)

- ・土地所有者について、所有権が移転するときの情報の受け渡し、責任の範囲はどうなるのか。事業中に移転することもあると思われるため、完了検査前については必ず新しい土地所有者に引き継いでもらうか、報告をするのか、いずれかの記載があったほうがよい。
- ・資料1-2の2ページ目、「周辺住民の求めに応じ」という表現があるが、 周辺住民の定義が曖昧である。条例本文では明確にしてほしい。

- ・土地所有者の変更については、規則等で定めていく予定である。
- ・周辺住民の定義について、一律に何mまでが周辺住民と定義することは難 しいため、事業者からの報告を受けた後、市町村の意見を聞いて、周辺住 民の範囲について是正を求めることも可能とする。

(中野委員)

・資料1-2の2ページ目、搬入報告について、知事に報告することとあるが、土地所有者もその情報を知りたいのではないか。

(事務局)

・土地所有者への搬入報告はあった方がいいと思われるため、今後検討していきたい。

(髙栁参考人)

・資料1-2の1ページ目に「3年を限度とする」とあるが、3年を超えるものは一時堆積と呼ばないのか。

(事務局)

- ・申請時に施工期間を明記してもらうため、事業計画を立てる上で、施工期間について3年を限度としている。
- ・3年を超えるものについては、それが明らかになった段階で変更の許認可申請を求めることになる。
- ・仮置きの定義については今後詳細を検討する必要があると思われる。

(髙栁参考人)

- ・仮置きとして申請し、期間が空いて、搬出しないこととなった場合には、 計画変更してまた盛り土として盛り直しになるような気がするが、その 場合の変更許可は出ないのか。
- ・構造基準について一時堆積の方が緩いと思われるが、事業者の抜け道と ならないか。

- ・一時堆積から、通常の盛り土に変更する場合は、変更許可の申請をして もらうことになる。構造基準上は締め固め等の措置をしてもらうこと になる。
- ・3年の期限は基本的に一時堆積以外の埋立ての基準を適用していくことになると思われるが、一時堆積については期間的なことも含めて今後検討していきたい。

(中野委員)

- ・厳しい意見になるが、一時堆積とそれ以外を分けることは難しいのでは。
- ・資料 5 について、良識ある事業者には足かせになることが気になるところではあるが、盛り土の高さが 5 m以下であっても、仮置きについても締め固めと排水処理等の安全性を確保すべきである。
- ・同じく2ページ目の盛土の土質ごとの表は「道路土工-のり面工・斜面 安定工指針」から引用したものだと思うが、土質の見極めは難しいので はないか。専門家の判断が必要になるのではないか。
- ・誤字がいくつか見受けられるため、その点については修正いただきたい。
- ・土は体積が同じでも、密に締め固めれば(密度を上げれば)、安定性が 向上し、透水性が低くなる。締固めは重要になる。締固めや排水処理は しっかりと書かれているなという印象である。
- ・一時堆積についても、締め固めをしっかりやれば、やらなかった盛土に くらべると高さも低く抑えることもできる。安全性の確保と、土砂の減 量化を図ることができるので、そういう面も考慮いただきたい。

(事務局)

・一時堆積について、締め固めと排水処理についても記載することについて、中野委員の意見を参考に検討していく。

- ・土質について、専門家の判断の必要性については今後検討する。
- ・今回の会議は、条例骨子案の概要について中心に議論いただきたい。規 則や運用については今回頂いた意見を参考に今後詳細に検討していく 予定である。

(小池委員)

・「3年を限度とする」という期間が重要になると思うが、他の都道府県 と比べて一般的な期間になるのか。

(事務局)

その通り。

(小池委員)

・了解した。この期間について長かったり、短かったりすると一時堆積の 議論にも影響があると思ったため、念のため確認させていただいた。

(事務局)

- ・国の方で宅地造成等規制法を盛り土規制法に改正していくという動きがあり、県の条例では法律の内容を見ながら上乗せ又は横出しを検討していきたいと考えている。法律との関係、上乗せと横出しの条例を制定する際に、県として認識しておくべきことはあるか。(中村委員へ)
- ・抜け道を防ぐことと、事業者に課す手間とのバランスについて、ご助言 をいただきたい。

(中村委員)

- ・法律と条例については、法律が優位に立つ。
- ・最高裁の判例によると、上乗せについては、国の法律が最小限度を定めている趣旨であれば、上乗せはできる。法律が全国一律の規制を定めている場合には、上乗せはできない。
- ・横出しについては、国が規制をしない、自由にするという趣旨であれば 横出しはできない。そのような意図はなく、単に規制をしていないので あれば横出しはできる。

(髙栁参考人)

・国の法整備と条例による補完によって抜け道を防ぐことができれば一番いいが、隣接県に規制がないことで抜け道になってしまうのであれ

ば、行政間の調整もしていただきたい。

(小池委員)

・上乗せ、横出しを検討する際、県をまたがる場合や市町村をまたがる場合等について注意が必要と感じた。

(中野委員)

- ・抜け道と手間のバランスについては、行政に判断をいただきたい。委員 としては、力学的な視点等の、学術的な立場から意見を言っているため、 それを踏まえて様々なバランスを考えていただきたい。
- ・事業者の立場として、このような意見についてはどう考えているのか聞きたい。(高栁参考人へ)

(髙栁参考人)

- ・盛り土の規制に関して、現行の各個別法令は適用除外で整理する予定で あると聞いているため、その点では二度手間にはならないと思われる。
- ・埋立て行為をする際の、ある一定のハードルは必要であると考えている。
- ・希望としては、構造基準について、全てを包括する一様の基準がほしい。
- ・構造基準の最低レベルを規定することは必要であると考えているため、 それが足かせになるとは思っていない。
- ・抜け道を塞ぐという意味では、法の網がかかっていない部分を無くすことで、危険な造成行為も減るのではないか。
- ・行政間の調整について期待している。

(中村委員)

- ・抜け道を塞ぐという意味では、最後は罰則が担保となる。
- ・前回罰則が甘いのではという指摘もあったが、全て熱海のような事例を 想定すべきではない。死者が出るような事故があれば、刑法が適用され、 より重い刑罰が適用される。事故が起きて死者が出る前の段階で、2年 以下の懲役という罰則である。罰則としては十分重いと思われる。

- ・罰則だけでなく、公表等による事業者の社会的信用の失墜や他法令の許可要件により歯止めがかかればと考えている。
- 5. 閉会(事務局:小井手都市計画課長)
 - ・国の法制化の動きを見ながら、開催の時期、開催の有無を判断したい。
 - ・第3回会議の開催はおそらく3月以降になると思われる。